

税務・人事労務ワンポイント (370)

## 事業廃止(個人の場合)

税理士 嶋 賢治

合でもいかに税金を安くできるかを考えましょう。

事業を廃止する場合その年分の所得は一般的に少ないものですが、内装や車両・機械器具備品等の未償却残高が大きいと除却損失で赤字になることがあります。医院用建物を撤去でもすればその費用はばく大なもので赤字の幅は広がります。

医院の事業承継・閉院セミナーは、どこでも盛会です。関係者であれ第三者であれ、後継者がいなければ閉院せざるを得ないのですが、その場

さらに病気等のため代診の先生の人件費で赤字を出して翌年へ損失を繰り越していることもあります。個人事業者で青色申告の場合、その損失を3年間繰り越せます。そこで廃業となれば、

それまで加入していた小規模企業共済の給付が受けられます。小規模企業共済は個人事業者の退職金として、中小企業基盤整備機構へ積み立てるものですが、その年間の積立額が全額所得控除という納税者にとっては破格の優遇制度です。しかも給付を受ける時は、退職金として掛けた年数による退職所得控除を受けた後、2分の1の所得に軽減されるので、出口でも優遇されている制度です。しかも税金は中小企業基盤整備機構で源泉徴収されてきますから申告も不要というありがたいものです。

ところが、上記のような事情で赤字を出して廃業する人は、分離課税である退職所得と損益通算でき、退職金で源泉徴収された所得税が戻ってきます。小規模企業共済掛金は年間最高額84万円ですが、運用益が加算されませんので、昔から加入されていた方は掛金以上のかんりの金額の支給があります。

このように、退職所得は申告不要という先入観にとらわれず、冷静な判断が必要です。小規模企業共済は近年運用益があまり出ていませんが、個人の節税には大きな効果がありますので加入の検討は大切です。なお、医療法人の役員は加入できませんので、それまで個人で加入されていた方は法人化される時点で退職扱いになります。

税務・人事労務ワンポイント

バックナンバーを  
協会ホームページで公開中



[https://www.vidro.gr.jp/one\\_point/](https://www.vidro.gr.jp/one_point/)